

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル

第43号



# NICHIZEI journal

## 令和4年度税制改正大綱

# 成長と分配の好循環の実現へ 賃上げ促す税制措置を強化

昨年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱。「成長と分配の好循環の実現」や「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」などを柱に、賃上げを積極的に行うとともに、マルチステークホルダーに配慮した経営に取り組む企業に対し、税制上の措置を抜本的に強化する構えだ。

令和4年度税制改正大綱では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進するための措置が盛り込まれた。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点などを踏まえ、住宅ローン控除の見直しなども行われる。

まず、法人課税関係の見直しとして、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員や取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税

制措置を抜本的に強化する。具体的には、継続雇用者の給与等支給額および教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除する措置を設ける。その際、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1000人以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することを要件とする。中小企業については、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に給与等支給額の増加額の最大40%を控除する措置を設ける。

なお、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な企業については、租税特別措置の適用を停止する措

置を強化する。そのほか、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進する観点から、オープンイノベーション税制において、出資を受ける会社の対象に、設立10年以上15年未満の売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社を追加するなどの見直しを行う。

個人所得課税では、住宅ローン控除の適用期限を4年延長して令和7年末までの入居者を対象とするほか、控除率をローン残高の1%から0.7%へ引き下げ、所得要件を2000万円とする。また、新築住宅等については、控除期間をこれまでの10年間から13年間に延長するほか、省エネ

## ダイジェスト

- 2 税理士試験の受験者数前年度より626人増加
- 3 評価通達6の裁判で弁論再開納税者敗訴を見直しか?
- 4 インボイス制度の導入免税事業者はどうなる?
- 6・7 家族信託支援専門職に損害賠償金の支払い命じる
- 8・9 ステージ4の告知から4年半がん対策の大切さを訴える
- 10 追徴税額からターゲット選定最近の資産税調査を分析
- 11 令和4年度税制改正大綱主要ポイントをチェック

性能などの高い認定住宅等については新築住宅等・既存住宅ともに借入限度額の上乗せを行う。

資産課税では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、格差の固定化防止などの観点を踏まえ、限度額を見直した上で適用期限を2年延長する。

そのほか、登録免許税をクレジットカードなどにより納付することを可能とする制度を創設するほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行：5%）とする。

## 全国税理士共栄会

# 事務所を元気にする「税理士VIP代理店」

## 関与先を守り、事務所の収入源が拡大

関与先の継続的繁栄に欠かせない豊富な保険知識を習得しながら、事務所の収入源の拡大も期待できる「税理士VIP代理店制度」。

これは、全国税理士共栄会（秋場良司会長）が2000年1月に創設し、推進している制度です。税理士VIP代理店は、大別すると「一般代理店」と「乗合代理店」の2種類に分けられます。一般代理店は、特定1社専属の募集代理店で、生命保険協会が毎月実施している一般課程試験に合格することが要件となります。次に、乗合代理店は、複数社の募集代理店で、一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、そ

の中に専門課程試験（一般課程試験合格者を対象に年3回実施）に合格した教育責任者および業務管理責任者（兼務可）がいることが要件となります。

税理士VIP代理店は、主な仕事として、全国税理士共栄会の主要事業である『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の勧奨および契約の保全、生命保険設計書の作成および提案、加入申込書類の手続きなどを行います。

代理店のメリットとしては、保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。また、税理士VIP代理店の

業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない①医療や年金制度など充実した福祉制度、②円滑な事業承継などに関する詳しい保険知識が習得できます。さらに、保険会社は、①代理店経営に関する相談窓口の開設、②保険設計に関する資料提供と支援、③保険販売ノウハウの提供と支援などのサービスを通じて、税理士VIP代理店の仕事をしっかりアシストしますので、安心して代理店業務に取り組むことができます。

相続税対策や円滑な事業承継の実現、退職金の準備、従業員の福祉制度の充実など、関与先は様々な問題を抱えています

が、これまで多くの税理士先生が「税理士VIP代理店」に登録し、豊富な保険知識で関与先の問題を解決すると共に、事務所の収入源を拡大させています。

なお、全国税理士共栄会では、一人でも多くの税理士先生に「税理士VIP代理店」になっていただきたいという思いから、「税理士VIP代理店推進キャンペーン（Z1）」（1月1日～12月31日）を毎年実施しているほか、すでに代理店登録されている税理士先生には「税理士VIP代理店拳績キャンペーン（Z2）」（4月1日～12月31日）、「税理士VIP代理店年度末特別キャンペーン」（1月1日～3月31日）も毎年実施しています。



## | 令 | 和 | 2 | 年 | 分 | 相 | 続 | 税 | 申 | 告 | 状 | 況 |

## 課税対象の被相続人は12万372人



国税庁がさきごろ公表した令和2年分の相続税の申告状況によると、令和2年分の1年間（令和2年1月～12月）における被相続人数（亡くなった人）は137万2755人で、過去最高だった前年分138万1093人よりも8338人減少した。

相続税の課税対象となった被相続人数は12万372人。前年分の11万5267人より5105人増加した。令和2年分の課税割合は8.8%（前年分8.3%）だった（令和2年分は令和3年11月1日までに提出された申告書に基づき作成している）。

令和2年分の課税価格の合計は16兆3937億円で、前年分15兆7843億円から6094億円の増加。税額は2兆915億円で、こちらも前年分1兆9754億円から1161億円の増加となった。

相続財産の金額の構成比を見ると、「土地」34.7%、「現

金・預貯金等」33.9%、「有価証券」14.8%、「家屋」5.3%、「その他」11.3%となっている。

東京局管内における相続税の課税対象者は3万8258人（前年分3万6145人）、課税割合は13.8%（同13.1%）、税額は9010億円（同8692億円）だった。大阪局管内の課税対象者は1万9470人（同1万8448人）、課税割合は9.0%（同8.5%）、税額は3678億円（同3060億円）。名古屋局管内の課税対象者は1万7782人（同1万7274人）、課税割合は11.4%（同11.0%）、税額は2651億円（同2552億円）となっている。

**電話などによる簡易な接触  
申告漏れ非違件数は3133件**

一方、令和2事務年度における相続税の調査状況を見ると、実地調査の件数は5106件（前事務

年度1万635件）、このうち申告漏れなどの非違があった件数は4475件（同9072件）、非違割合は87.6%（同85.3%）だった。

申告漏れ課税価格は1785億円（同3048億円）で、申告漏れ相続財産の金額の内訳は、「現金・預貯金等」529億円（同993億円）が最も多く、「土地」188億円（同373億円）、「有価証券」282億円（同323億円）と続いている。

実地調査1件当たりの申告漏れ課税価格は3496万円（同2866万円）。追徴税額（加算税66億円を含む）は482億円（同681億円）。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2事務年度の実地調査件数は大幅に減少したが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先した調査した結果、実地調査1件当たりの追徴税額は943万円（同641万円）

で、対前事務年度比147.3%と大きく増加。過去10年間で最高となった。なお、重加算税の賦課件数は719件（同1541件）、賦課割合は16.1%（同17.0%）だった。

国税庁では、相続税の実地調査のほか、簡易な接触（文書や電話による連絡または来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤りなどがある申告を是正するなどの接触）を実施している。令和2事務年度は1万3634件（同8632件）に簡易な接触を行い、このうち申告漏れなどの非違および回答などがあったのは3133件（同2282件）。申告漏れ課税価格は560億円（同427億円）、追徴税額は65億円（同42億円）となり、いずれも簡易な接触の成績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高となった。

（10面に関連記事）

**令和3年分確定申告**
**今年も「入場整理券」を配布**

日曜開庁は2月20日・27日

令和3年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受付は、令和4年2月16日（水）から3月15日（火）までとなっている。

今年の確定申告も会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠を区切った「入場整理券」が必要となる。ただし、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いされることもある。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できる（2月16日掲載開始予定）。なお、入場整理券は各会場で当日配付されるが、LINEを通じたオンライ



ン事前発行も可能だ。

また、一部の税務署（確定申告会場）では、令和4年2月20日（日）および2月27日（日）に確定申告の相談・申告書の受付を行う。

すでに、80%以上の納税者が、確定申告会場に来場せずに確定申告を行っている。国税庁では感染リスクを軽減するため、自宅から申告できるe-Taxの利用を呼び掛けている。

**3年度補正予算でコロナ対策**
**事業復活支援金に2兆8032億円**

昨年12月20日に成立した令和3年度補正予算の経済産業省関係には、新型コロナの影響で厳しい状況にある中小企業を支援する施策が盛り込まれている。

経済産業省の資料によると、事業復活支援金として2兆8032億円を計上。これは、新型コロナの影響で2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が50%以下に落ち込んだ事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分（11月～3月）の売上減少額を基準に算定した額を一括給付するもの。

上限額は、売上高に応じて3段階に設定され、売上30～50%減

少の事業者に対しては、50%以上減少の上限額（個人事業主50万円、年間売上高1億円以下100万円、同1億円超～5億円以下150万円、同5億円超250万円）の6割とする。

また、事業再構築補助金に6123億円を計上した。主な補助対象要件としては、①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）、②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3000万円超は金融機関も必須）などとなっている。

**3年度税理士試験の  
合格者585人**
**受験者数は前年度から626人増加**

国税庁はこのほど、令和3年度（第71回）税理士試験結果を公表した。合格者数は前年度より63人少ない585人（内、女性151人）だった。受験者数は2万7299人（内、女性7205人）。税理士試験の受験者数は減少傾向にあり、平成27年度の3万8175人から5年間で1万1502人減少したが、令和3年度は前年度より受験者数が626人増加した。

令和2年度試験の一部科目合格

者は4554人（内：女性1339人）。合格者585人を合わせた合格率は18.8%で、前年度の20.3%から1.5ポイント下がった。

科目別に合格者数を見てみると、「簿記論」の合格者は1841人、合格率は前年度より6.1ポイントダウンの16.5%だった。一方、「財務諸表論」の合格者は2196人で、合格率は前年度から4.9ポイント上昇の23.9%。全科目の中で合格率が一番高かった。

そのほか、「所得税法」は合格者170人（合格率12.6%）。「法人税法」は合格者453人（同12.8%）。「相続税法」は合格者325人（同12.8%）。「消費税法」は合格者726人（同11.9%）となっている。

税理士試験の合格状況を年齢別に見てみると、41歳以上の合格者が256人（受験者数1万289人）と最も多く、次いで36～40歳が116人（受験者数4334

人）、31～35歳が98人（受験者数4506人）、26～30歳が74人（受験者数3890人）、25歳以下は41人（受験者数4280人）となった。

なお、次回の第72回税理士試験は、令和4年8月2日（火）から同年8月4日（木）の日程で実施することを予定している（日程については今後変更する可能性がある）。合格発表は令和4年11月30日（水）を予定。





## 評価通達6めぐる裁判で弁論再開

# 最高裁 納税者敗訴の見直しか

最高裁は、相続した賃貸不動産の評価額が評価通達6により鑑定評価額になるかどうかにつき争い、一審（東京地裁）・二審（東京高裁）ともに納税者が敗訴していた裁判について、納税者からの上告等を受け、3月15日に弁論を再開することを決めた。二審の東京高裁では、評価通達6の適用を認める判断をしていたが、弁論の再開で納税者敗訴の判断が覆る可能性が出てきた。

この事案は、借入金で賃貸不動産を買って相続税負担をゼロにしたことで、評価通達6により税務

署から否認された典型的ケース。争いの発端は、被相続人が買っていた賃貸不動産について、相続人が財産評価基本通達通りに相続税評価して相続税の申告をしたところ、税務署から時価と著しく乖離しているとして評価通達6の適用により、鑑定評価額で更正処分等をされたことだ。

問題の不動産購入は次のとおり。(1)相続開始3年半前に信託銀行から6億3000万円を借入れ、都内の共同住宅（①不動産）を8億3700万円で購入。(2)相続開始2年半前に信託銀行から3億7800

万円、親族から4700万円借入れ、神奈川県共同住宅（②不動産）を5億5000万円で購入。

相続は平成24年6月に開始。相続人は翌年3月、財産評価基本通達に従い①不動産を約2億円、②不動産を約1億4000万円と評価し相続税の申告をした。

しかし所轄税務署は平成28年4月に、①②不動産の価額は評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、①不動産につき収益還元法による収益価格を標準に求めた鑑定評価額7億5400万円、②不動産

につき収益還元法による収益価格を標準に求めた鑑定評価額5億1900万円として相続税の更正処分等をした。

納税者側は、相続開始前後の事情や租税回避の意図などは、財産を評価通達の定めによらずに評価する要件である「特別の事情」にあらず、租税回避否認のための特段の法律上の規定がない以上、評価通達6を租税回避措置の否認のために用いることは、租税法主義に反するなど主張していた。

## 税理士制度の見直しへ

### 調査対象に「元税理士」を追加

昨年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱では、納税環境整備として、税理士制度の見直しが盛り込まれた。

例えば、「税理士事務所の該当性の判定基準の見直し」では、税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備または使用人の有無などの物理的な事実により行わないこととするなどの運用上の対応を行う（令和5年4月1日から適用）。

また、「懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等」では、元税理士

が税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為または事実があると認めるときは、財務大臣は元税理士に対して懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができることとする（令和5年4月1日以後にした違反行為等について適用）。

「税理士法に違反する行為または事実に関する調査の見直し」では、税理士法に違反する行為または事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者および税理士業務

の制限または名称の使用制限に違反したと思われる者を加える（令和5年4月1日以後に行う質問検査等について適用）。

そのほか、「税理士試験の受験資格要件の緩和」では、①会計学に属する科目の受験資格を不要とする、②大学などにおいて一定の科目を修めた者が得ることができる受験資格について、その対象となる科目を社会科学に属する科目（現行：法律学または経済学）に拡充する（令和5年4月1日から施行）。

## 国税庁 令和4年度の機構DX対応の企画官を新設

国税庁はこのほど公表した「令和4年度予算の概要（機構・定員関係）」によると、令和4年度の定員は、軽減税率制度の実施、新型コロナウイルス感染症などへの対応として1180人の増員（定員合理化数等▲1145人、差引：35人）が認められた。

主な機構をみると、税務行政のDXへの対応として国税庁にデジタル化・業務改革企画官（仮称）とデータ活用企画官（仮称）を置く。また、消費税不正還付や租税回避等に対応するため消費税専門官（仮称）や情報技術専門官などを配置する。

## 「業務関連性が認められない」

### 審判所 医師の高額接待に待った!



税務調査のターゲットとして昔からよく知られているのが『接待交際費』だ。所得税であれば接待交際費のうち、主たる部分が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要で、必要な部分を明らかに区分できる金額について必要経費と認められる。単なる遊興費ではないことをきちんと説明できなければ、必要経費として申告しても、後々の税務調査で否認の憂き目にあうことになる。

最近も個人事業主の医者が一晩10万円超、3年間で1千万円を超える金額を夜の店における接待やお菓子代などに使っていて、それを必要経費として申告

したところ、税務署に認められなかった事例がある。

国税不服審判所の裁決書（令和3年4月20日付）によると、問題になったのは主に、医師が医療法人設立を目指すとともに、分院長となる人材のスカウトのために支出した費用等（平成27年分からの3年間で1千万円超）で、税務署の調査により否認されたものだ。

審判所は、次のとおり事実関係を認定した。

- ・医師サイドが作成した総勘定元帳には、接待の相手方等につき、記載がされていた。
- ・医院の開設者が医師の場合、医療法の規定により、医院の

開設者と管理者は原則として同一人でなければならない、管理者は原則として他の医院の管理を兼務することはできない（中略）医院の開設者が医療法人の場合、本院とは別の管理医師を定めることにより、分院を開設することは可能であること。

・しかし医師である請求人は、令和2年10月7日の時点で、医院の分院長候補となる医師を採用しておらず、医療法人も設立していなかったこと。

また審判所は、審理で浮かび上がってきた次のような事実を指摘している。

- ・接待の内容につき、総勘定元帳

には記載がなく、経費明細書に、主に、分院の相談や分院打合せといった記載があるのみであり、その具体的な内容は明らかではないこと。

・医療法人設立の準備が具体的に行われていたことをうかがわせる客観的な証拠はないこと。

こうしたことから審判所は、医師が主張する接待交際費について「客観的にみて、請求人の業務と直接関連し、かつ、業務の遂行上必要な支出であるとは認められない」と判断。また、このほかの取引先等との接待交際費約1千万円についても「業務関連性が認められない」として税務署の処分を支持している。



# 熊王税理士のワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

## インボイス制度の導入で免税事業者はどうなる？

**Q** 私は地元の商店街で八百屋を営んでいる個人事業者です。年間500万円程度の売上高なので、消費税の申告をしたことはありません。私の店の主たるお客さんはご近所の奥様方なので、あえてインボイスの登録は必要ないと思っていたのですが、先日、商店街の会長さんが、「インボイス制度の導入により、商店街の肉屋さんや魚屋さん、ラーメン屋さんなどすべてインボイスの登録をしなければいけないことになりそうだ」と話しているのを聞いてびっくり仰天しています。私もインボイスの登録をして、消費税を納めなければいけないのでしょうか。

**A** 免税事業者はインボイスを発行することができません。よって、令和5年10月以降は、免税事業者からの仕入代金や、免税の下請業者に支払った外注費は原則として仕入税額控除の対象とすることはできないこととなります。結果、免税事業者は取引先からインボイスの登録を要請されることが予想されます。ここで登録を拒否した場合には、取引の停止を通告され、取引先を登録事業者に変更されることも覚悟しなければなりません。したがって、免税事業者は、登録の是非や登録に伴う消費税の

負担額などについて、なるべく早い時期から取引先と折衝していく必要があるように思われます。

税理士の関与先で免税事業者といえば、おそらくは、個人の確定申告で、毎年1回だけ接触するような自営業者や不動産賃貸業者が大半ではないでしょうか。このような事業者は、大半がインボイス制度のことを理解していないように見受けられます。繰り返しになりますが、なるべく早い時期から取引先と価格交渉やインボイスの登録の是非について、検討するためのアドバイスをしていく必要があるように思います。

ところで、インボイスが導入されたからといって、すべての免税事業者が事業の継続に支障を来すわけではありません。お尋ねのような地元商店街の八百屋さんや魚屋さん、ラーメン屋さんなどでインボイスを要求するお客さんなどほとんどいないはずですよ。よって、インボイス制度が導入された後でも免税事業者のまま商売を続けていけるものと思われま。

また、仮に課税事業者との取引があったとしても、相手が簡易課税制度の適用を受けている場合には、インボイスは必要ありません。インボイスの登録申請が始まり、様々なところで誤解があるようですが、免税事業者は、まずは自分が登録が必要な事業者なのかどうかということを冷静に判断する必要があります。中途半端な風評に惑わされ、制度の内容も理解しないままに登録するようなことのないように十分に注意してください。

インボイスの登録をして適格請求書発行事業者になるということは、課税事業者を選択して納税義務者になるということです。よって、インボイスの登録をした限りはどんなに売上高が少なからうが、取消しの届出書を提出しない

限りは永久に納税義務は免除されないので。

まずはしっかりとインボイス制度について理解することが重要です。その上で、免税事業者は、自らが登録が必要な事業者なのかどうかということの本番が始まる前に冷静に判断してください。新型コロナの影響もあるのでしょう…中小事業者において、インボイス制度に関する準備が想像以上に遅れていることが危惧されます。

インボイス制度の導入により、日本の消費税は大きな転換点を迎えます。職業会計人の皆様は、今一度、ここで事の重要性を再認識し、中小事業者の指導にご協力いただきたく、お願いする次第であります。



くまおう まさひろ  
熊王 征秀  
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル～審判所の視点～

### 申告漏れは故意か失念か？ 仕事が多忙の中で行われた死亡保険金の請求手続



被相続人は生前、自らを契約者および被保険者として、長男（請求人）と二男のHを受取人とする生命保険契約をG社と締結していた。平成29年12月に被相続人が死亡。相続人は請求人とHの2人だった。

平成30年1月、請求人およびHはG社に対して保険金の請求手続を行い、同月に約1500万円が振り込まれた。その後、保険契約者から被相続人との別の生命保険契約が締結されている指摘を受け、請求人とHはG社に保険金の請求手続を再び行い、後日、約1千万円が振り込まれた。

同年6月、請求人およびHは遺産分割協議書を作成したが、そこには生命保険金等として最初に振り込まれた約1500万円のみが記載されていた。同年10月、請求人およびHは相続税の申告書を提出したが、これにも最初の約1500万円の保険金だけが記載され、もう1口の約1千万円の保

険金については記載がなかった。

令和元年12月、請求人は原処分庁の調査担当職員による相続税に係る一連の調査に基づき、本件死亡保険金を含む課税財産の申告漏れがあったとして、Hと共同で相続税に係る修正申告書を原処分庁へ提出した。

原処分庁は、令和2年1月28日付で、請求人に対して過少申告加算税ならびに重加算税の賦課決定処分をした。請求人はこの重加算税を不服として審査請求を行った。争点は、請求人に通則法68条第1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。

#### 大学教授の仕事が多忙すぎて失念した可能性を否定できず

請求人は、「（自分は）現役の大学教授であり、多忙の中、膨大な情報を整理する手段として日頃から仕事や個人的な情報のデータをパソコンに保存していたところ、本件死亡保険金の支払

通知書のデータについてもパソコンに保存したものの、本件死亡保険金については記憶から抜け落ちていた」と主張。

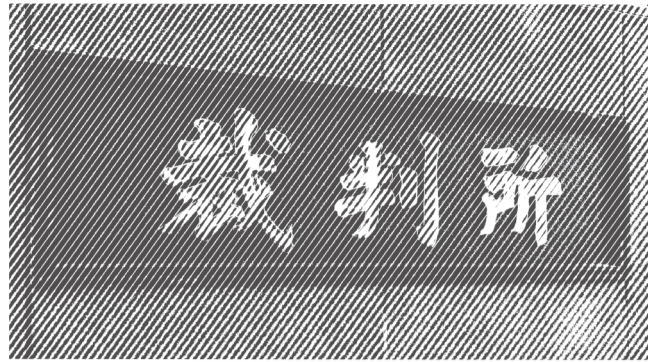
一方の原処分庁は、「申告漏れとなっていた本件死亡保険金について、請求人が自身でその支払請求手続を行ったこと、原処分庁の調査担当職員に本件死亡保険金の存在を伝えなかったことなどから、本件死亡保険金の存在を認識しつつ、それをあえて申告していないから、過少に申告する意図を有していたといえる。また、本件死亡保険金の存在を関係税理士などに説明せず、関係資料の提示もしなかった行為は、本件死亡保険金を相続税の申告財産から除外するという過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動に該当するものとして、重加算税の賦課要件を充足する」と主張した。

これに対して審判所は、「請求人およびHは、保険担当者からの指摘を受けるまで本件死亡保険金に係る生命保険契約が締結さ

れていた事実を知らなかった。また、本件申告済保険金および本件死亡保険金の請求手続は、大学教授の請求人が学年末試験や入試業務への対応、海外出張など仕事で多忙な中でその合間に行われたものであることなどからすると、請求人が本件死亡保険金について、その存在および申告が必要な相続財産であることを一旦認識したものの、相続税の申告までの間に、本件死亡保険金の存在とこれについても申告が必要であることを失念ないし誤認した可能性を直ちに否定することはできない」、「さらに、関与税理士等とのやりとりの経過などを見ても、請求人が当初から本件死亡保険金をあえて申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたともいえないため、重加算税の賦課要件は充足しない」として処分の一部を取り消した。

（令和3年3月1日裁判）





# 今後注目の裁判をチェック!

最高裁で評価通達6の適用をめぐる裁判が弁論再開となった(本紙3面)。これは今年最も注目度の高い裁判となりそうだが、下級審でも見逃せない裁判が出てきた。今後注目される2つの裁判をチェックしておきたい。

## 未処理欠損金の否認で脚光 組織再編税制の行為計算否認

組織再編税制における行為計算否認規定をめぐる裁判がまた勃発している。ゴルフ場経営のPGMグループ内で行われた会社同士の合併で、未処理欠損金約57億円の引継ぎが問題になった事件がそれだ。

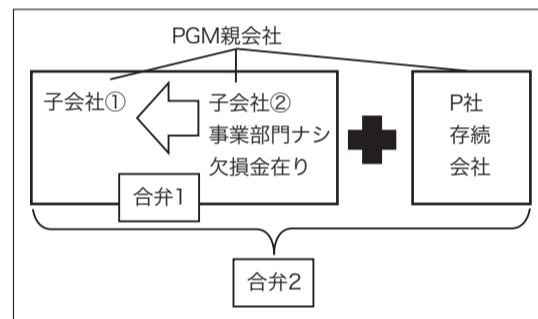
この事件は、PGMグループの2回の会社合併が背景にある。1回目はPGMグループの親会社傘下で完全支配の子会社①と、未処理欠損金を抱えた完全支配の子会社②を合併する(合併1)。

2回目は、同日に子会社①、②の兄弟会社でPGMグループの親会社と支配関係のP社(原告)と、合併1で存続した子会社①、P社傘下のゴルフ場等3社を合併し、P社が存続する合併(合併2)を行ったというものだ。子会社②の未処理欠損金は、子会社①を通じてP社に引き継がれる流れになる。

2回の合併が行われた理由だが、まず、子会社②がPGMグループ外から買収されてきたも

のの、会社の管理運営上の問題があったという。そこで、子会社②について分社型の会社分割を行い、事業部門を切り分けた。このため子会社②は休眠化した。

一方、子会社②は切り分けた新設子会社の株式を譲渡した際に発生した譲渡損(未処理欠損金のもと)が生じていた。この状況で、仮に直接P社と合併させると、支配関係適格合併として事業継続要件を満たす必要があるのに子会社②は事業実態がないことから、未処理欠損金についてP社は引き継ぐことができない恐れがあったともいわれている。



裁決書によると、この間の審判所の判断の概要は次のとおり。

「(子会社②)の本件未処理欠損金額は、合併1が法人税法第2条第12号の8のイに規定する完全支配関係適格合併の要件を満たすものとして、同法第57条第2項により、子会社①に引き継がれた後に、同日、同法第2条第12号の8のロに規定する支配関係適格合併の要件を満たす合併2により、P社(請求人)に引き継がれたものである。

仮に、請求人が完全支配関係にない子会社②を直接合併する場合には、本件未処理欠損金額を引き継ぐためには、事業継続要件を満たす必要がある支配関係適格合併に該当する必要があるところ、子会社②は合併の日から遡ること5年以上も前から事実上休眠状態にあり、本件合併の時点における事業実態はなかったものと認められる。

そうすると、子会社②にはそもそも組織再編成によって「引き継がれるべき事業」がなく、子会社②が有する本件未処理欠損金額は、通常の組織再編成の手順によっては請求人に引き継がれることがなかったものである。それが、合併1という形式を作出することにより、事業実態がない子会社②の本件未処理欠損金額が、実際に事業を営む子会社①の未処理欠損金額として変換されることで、事業継続要件を満たさなかった子会社②につき、あたかも当該要件を満たすような外形が作り出されたものといえる。このような場合においてまで、未処理欠損金額の引継ぎを認めることとするのは、法人税法第57条第2項の趣旨及び目的から逸脱したものといわざるを得ない。

同事件は現在、東京地裁で審理中。早ければ今年中に下されるかもしれない司法判断に注目したい。

## 親から子が使用貸借で土地を借り駐車場業すると収益は誰のもの?

子2人が親から使用貸借で土地を借りて駐車場を営んでいたが、その収益は土地を保有する親のものか、それとも子のもかで争われた事件が大阪地裁であった(令和3年4月22日)。裁判所は、使用貸借でも使用収益権のある子に所得が帰属すると判断。親に帰属するとして国側は控訴している。

判決によると、税務署の処分に至る事実の概要は次のとおり(所得の帰属以外の争点に係る事実関係は割愛)。

- ①平成26年2月、数筆の合計約3千㎡の土地を持つ親(原告)から子2人が税理士の助言により使用貸借契約を締結し、プロの不動産管理会社を通じて駐車場として賃貸した。
- ②親(原告)は、26年2月以降の収益について確定申告書に計上せず提出した。
- ③税務署は平成29年3月に駐車場の収益の帰属を親(原告)

とする更正処分等を行った。その際、税務署側は処分の理由として概ね次のようなことを主張している。

- ア、使用貸借契約自体、真正に成立した契約ではないこと
- イ、使用貸借契約に「特別の事情」が認められるため、当事者の選択した法形式に拘束されず、契約書記載のとおり有効に成立していると認められないこと
- ウ、資産から生じる収益は資産の真実の権利者に帰属すること

ここでいう「特別の事情」とは、「使用貸借契約書等の作成目的は、本件各土地の権利関係および利用関係を特段変更させないまま、原告の賃料収益を原告より所得の少ない子らに分散させる形にすることで原告の所得税等や地方税の軽減を図るとともに、原告の相続税対策の一環として原告が所有する不動産

から生ずる賃料収益の一部を親族間で分散する形にすることにより、総体としての租税負担を軽減させることにあったというべきであること。このような目的の下、本件各土地の所有権を原告に留保したまま、その使用収益権のみを相応の対価を発生させることなく一見他に移転したかのように装う方法として子らの本件各土地の使用貸借(中略)という形式が採られたものと認められる」ことを指す。

これに対して大阪地裁は、事実関係の精査からアの使用貸借契約は真正に成立していたとした上で、イの「特別の事情」について次のとおり指摘、税務署の主張を論破した。

- A. 駐車場収入が本件各土地の所有者ではない子らに帰属するからといって取引が社会通念に照らして異常なものであるということとはできない。
- B. 原告および子らの取引を行う

目的として原告および子らが支払う租税の合計額を軽減させることにあったことは認められるものの、このような目的があったことと、本件各使用貸借契約の内容どおりの行為がされたこととは両立し得るというべきである。

そして大阪地裁は、所得税法12条実質所得者課税の原則との関係について、「資産から生ずる収益を享受する者が誰であるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者が誰であるかにより判定すべきであるが、それが明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であるものと推定する」との所得税基本通達12-1に沿えば、本件は「明らかでない場合に当たらない」と判断、駐車場収入が原告にあるということができないとしている。今後の上級審の判断が注目される。





# 家族信託支援専門職への 重い不法行為責任

—令和3年9月17日東京地裁判決—

遠藤家族信託法律事務所  
弁護士 遠藤 英嗣 氏

ご承知のように、東京地裁は平成30年9月、遺留分を無視した『受益者連続型信託契約』について「公序良俗に反して違法である」とする判決を下した。あれから3年経った令和3年9月、東京地裁で新たな判決が出された。今回は、依頼者が望んだ有効な信託契約書を作成して提供しなかった専門職に対し、損害賠償金の支払いが命じられた。この事件で原告の訴訟代理人となった遠藤家族信託法律事務所の遠藤英嗣弁護士に、事件の概要や家族民事信託の組成の在り方などについて解説してもらった。

## 令和3年9月17日 東京地裁判決

令和3年9月17日、東京地裁は、依頼者が望んだ有効な信託契約書を作成して提供しなかった専門職に、支援業務と称して受け取った報酬額と抹消登記用の損害賠償金の支払いを命じました。

事案は、高齢者から家族信託支援業務の委任を受けて家族信託契約の公正証書を作成したのですが、この信託契約書が信託口座開設金融機関において有効なものと認められず、委任者（委託者）が意図した融資可能な「信託口」口座が開設できなかったのです。そこで、使えない公正証書ではやり直すほかならないとして、信頼できる公証人に依頼して新たな家族信託契約の公正証書を作成したうえで、金融機関において融資可能な「信託口」口座を開設し、かつ信託登記をやり直したというものです。

筆者が、原告の訴訟代理人となって、専門職の士業を相手に不法行為等による損害賠償請求事件を提訴し、当該案件で、原告である委任者が、受任者の専門職士業に支払った信託登記手続き費用を含む家族信託支援業務（信託組成）報酬につき損害賠償を求めたのです。判決では、新たな公正証書の書き換えの費用は認められなかったのですが、専門職に支払った報酬のほか信託登記をやり直すための抹消手数料費用と弁護士報酬、それに弁護士費用（一部）が認められるという、原告にとっては満足できる判決でした。

筆者が、原告の訴訟代理人を務めたこともあって詳細は開陳できないところもあるのです

が、判決書に現れた事柄を中心に解説します。

## 事件は家族信託の 高揚期に起きた

まず背景事情から説明します。事件は、平成30年の案件でした。

当時は、家族信託の高揚期で、年間に公正証書だけでも2000件を超える家族信託契約書が作成されていたのです。しかし、筆者は憂っていました。それは、何でもありの家族信託に仮装した書契が街にあふれていたからです。

そこで、筆者は、論文やセミナー等において、①違法・無効な信託を組成しない、②「正しく生きる信託」の組成に向けて、最大限努力し、決して手抜きをしない、③信託設定の意思、意思能力のない者の契約等は、受任しない—断る、④嘘をつかない（消費者契約法3条4条）、「何でも夢がかなえられる家族信託」などという表現はしない、⑤不確実な事柄を確定的な告知提示をしない、⑥「信託登記すればあとは何でもできる」などと、言わない、⑦他の大事な法制度をないがしろにしない。例えば「大事な成年後見制度は、家族信託をつかえば不要である」「遺言もいらない」などと、公言しない、⑧現に「紛議性のある事案」については、弁護士以外組成をしない（弁護士法72条）と再三訴えてきたのです（参考）。

皆さんも、ご承知のとおり、信託契約書の作成にあたった専門

職士業が、公序への挑戦ともいえるべき無謀な信託の組成をして信託行為の一部無効という平成30年9月の東京地裁判決があったわけです。しかし、その後も、一向に改められることはなく、士業の一部の人たちによって、奔放かつ無規律な家族信託契約書が作成されるという問題が起きていたのです。そのような、無規律な家族信託支援業務を憂っていた、筆者に二度目の朗報（結果）をもたらしてくれたのが、令和3年9月17日東京地裁判決です。

## 判決にいう 「リスク説明義務」とは

判決では、「リスク説明義務」を負うという、専門職士業にとっては極めて重い責任が示されたのです。

筆者も驚いています。

家族民事信託は、誰もが理解するのが難しい「特異な仕組み」です。そのため、「家族信託のメリット」と「デメリット」は無数あります。今回の判決後デメリットだけを拾い出してみたところ、その数は20項目を超えることが分かったのです。それだけ、家族民事信託は、「後見信託」と「承継信託」という複合的法制度が難しく、しかも学問的な考え方や家族民事信託の実務に大きな乖離があることが、この大きな数になっていることがわかりました。それとともに、近時、家族信託支援業務を担う士業等専門職に対して、トータルのサポートも求められており、何が、リスクなのか、判断が難しくなっています※。

それは、家族信託の「メリット」や「デメリット」など「特異

な仕組み」の説明は当然のこと、今組成する信託の「うまくいかないところ」を、予知能力をフル回転して探し出すことが必要だということになります。そして、その対策をも練ることが求められるということになります。

※「信託が泣いている」（東京大学溜箭将之教授の言葉）（遠藤英嗣著「家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例」197頁。）

## 判決の要訣・根底に あるものは何か

### 【原告の主張】

裁判では、原告は、次のように主張しました。

受託者となった次男を通じて、専門職の被告に対し、家族信託支援業務に関する委任契約の締結に先立ち、信託内融資可能な信託口座の開設等の要望を伝えていたこと。しかし、実際には民事信託における信託内融資を行っている金融機関は僅少であり、また、金融機関においても、融資に際しては、信託口座（狭義）の開設を必須にするなど、通常の融資とは異なる取扱いを受けるリスクがあったにもかかわらず、被告は、原告に対して大手都市銀行において信託内融資可能な信託口座の開設ができるし、その実績もあるなどとして、民事信託の信託内融資に関し、何もリスクがないかのように説明されていたこと。そこで、原告は、被告のこの説明により、次男を受託者とする信託契約を締結した後も、受託者において、信託財産に属する本件自宅ビルの大規模修繕、建て替え等の際に、信託財産に属する不動産に抵当権を設定して、特段の支障なく金融機関から融資を受けること



ができるものと認識し、被告との間で委任契約を締結したこと。そして、被告は、専門家として、契約の締結の勧誘をするに際しては、勧誘の相手方に対し、必要な情報を提供するとともに、告げ内容が事実でないのに、事実であると誤認するような内容の告知をしない、不確実な情報につき断定的な判断を提示しないといった注意義務を負うところ、前記の被告の説明は、この注意義務に違反し、不法行為を構成する、と主張しました。

この注意義務については、善管注意義務違反のほか、家族信託支援業務を担う者の情報提供義務（説明・報告義務）であり、これを欠いたと主張しました。

**【裁判所の判断】**

被告は、否認しましたが、裁判所は次のように判断し、被告の不法行為を認めました。

被告は、報酬を得て民事信託の支援等の業務（信託契約書案文の作成、当該契約に係る公正証書の作成手続の補助、信託の登記の申請手続の代理、信託金銭を預け入れる受託者名義の預金口座の開設の支援等の業務を含む。）を受任する旨の委任契約を締結するに先立ち、原告に対

し、信義則に基づき、金融機関の信託内融資、信託口座等に関する対応状況等の情報収集、調査等を行った上で、その結果に関する情報を提供するとともに、信託契約を締結しても信託内融資及び信託口座（狭義）の開設を受けられないというリスクが存することを説明すべき義務を負っていたというべきである。そして、被告は、原告に対し、情報収集、調査等の結果に関する情報提供をせず、また、信託契約を締結しても信託内融資及び信託口座（狭義）の開設を受けられないというリスクが存することを説明しなかった。したがって、被告の原告に対する前記のとおり情報提供義務及びリスク説明義務の違反は、不法行為を構成する、と判示しました。

なお、本件は、審理の過程で、被告の債務不履行責任をも追加したが、この主張は退けられています。

※判決の詳細は、遠藤英嗣著「家族信託の実務 信託の変更と実務裁判例」に搭載しています。参照してください。

**【本判決が及ぼす影響】**

家族信託については、新しい裁判例も次々と出ています。特出

すべきものは、本件と平成30年9月12日の各東京地裁判決です。特に本件は疎放な支援業務そのものを不法行為としてとらえて、支援を行う士業に対して、特異な信託という制度を活用するうえでのリスク説明義務を課したもので、これにより家族信託支援業務も大きな局面を迎えることになるかと思っています。特に、今後は、家族信託を求める人によって支援専門職の精選が行われ、より正しい信託が、選ばれた有能な家族信託支援業務の専門職により提供されることが期待できると考えています。

**家族民事信託の組成の基本は何かを今一度考える**

最後に、再度、家族民事信託の組成の在り方について、2点ほど述べておきたいと思います。

第1は、信託関係者に家族民事信託の仕組みや役割を説明して信託行為（信託契約）として適法な内容のものを組成（企画制作）することです。この場合、信託組成者は、令和3年9月東京地裁判決にあるように、リスク説明をも含め情報提供義務（法令実務精通義務）を尽くし、しかも委託者の要

望が盛り込まれかつ実現可能な内容の信託行為を公正証書で作成することが大事となるかと思えます。その際、「委託者の信託設定意思を軽視」し、「場当り的な信託の組成」であったり、「受益者不在の受託者のための信託」では駄目だということです。

第2は、信託不動産については確実に、しかも生前に「争族」が起きないように工夫を加えて信託の登記手続をし、また信託財産である金銭については金融機関に倒産隔離機能を有する信託専用口座（「信託口」口座）を開設して、これを同口座に移動し、信託財産をそれぞれ分別管理することを支援することにあるのです。

したがって、家族信託支援業務を担う者は、「信託口」口座開設を前提に、業務を遂行することになります。これは、税理士の先生方も同じで、個人口座やなんちゃって口座で、代替えしようというのは、不法行為という地獄への道の第一歩ということだと脳裏に置くことが求められます。

（参考）

- <http://www.kazokushin.jp/publics/index/41/>
- <http://www.kazokushin.jp/publics/index/52/>

**参考:平成30年9月12日東京地裁判決**



末期がんにより数日の命と診断されたS氏が、委託者となり、家の跡継ぎを託したS氏の次男Bを受託者とし、信託の目的として「祭祀を承継する次男において、その子孫を中心として管理、運用することにより、末永く委託者S家が繁栄していくことを望む」としたためた信託契約を行いました。

S氏は、平成27年2月18日死

亡。その後、S氏の長男Aは、S氏が死亡する直前に死因贈与契約とその数日後に信託契約が作成されており、当時S氏は末期がんにより意識もうろうとしていたので意思能力を欠いていたこと、また仮に意思能力があったとしても信託契約は長男Aの遺留分を侵害する目的のものであって無効であると訴えました。

この裁判で問題になった信託

は、信託法91条を利用した「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」と呼ばれるスキームでした。

東京地裁は、委託者であるS氏が設定した受益者連続信託契約について、相続人である長男Aの遺留分に配慮しておらず、むしろ遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であると判断しました。

**日税ジャーナル** **今号の推薦図書はこちら!**

家族民事信託は信託行為の見直しの時代に！  
家族信託の実務  
信託の変更と実務裁判例

弁護士 遠藤英嗣 著  
令和3年9月17日の東京地裁判決など、最新の裁判例を解説。

二〇二二年一月刊 定価三七四〇円税込

☆隠しかた

残しかた  
しまいかた  
探しかた

デジタルの遺品の

身内が亡くなったときの  
スマホ・パソコン・SNS・  
ネット証券・暗号資産等への対応や、  
デジタル終活がわかる本

伊勢田篤史 著  
古田雄介 著

2021年10月刊 定価1,980円(税込)

自分が死んだ後、家族が困らないようにパソコンやスマホのパスワードを共有しておくべきだったな～

夫の死亡を知らせるための連絡先をスマホの中から調べたい！でもスマホのパスワードがわからず、スマホを開けない？

父さんはネット証券とかやっていたかな？暗号資産とかやってないよね？

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3-16-6 www.kajo.co.jp  
TEL:03(3953)5642 FAX:03(3953)2061 (営業部)

日本税協連のオンライン書籍販売から、組合員特別価格でご購入できます！

日本税協連 で検索!  
<http://www.nichizei.or.jp>



# ステージ4のがんを乗り越えて

## 経営者に伝え続ける、がん対策の大切さ

本紙第33号(2019年夏号)において、2017年9月にステージ4のがんを告知された加瀬明彦税理士のインタビュー記事を取り上げた。あれから2年半、加瀬税理士は現在も経過観察を行いながら経営者や税理士に向けてがん対策の大切さを訴え続けている。



税理士法人 加瀬会計事務所  
(東京・八王子市)

加瀬 明彦 税理士

— 前回のインタビューから2年半経ちましたが、お身体の具合はいかがですか。

現在は経過観察として3カ月おきにCT検査などを行っています。それ以外は普通の日常生活に戻りましたが、がんというのは完治することはありません。寛解(かんかい)といってがんの腫瘍が小さいままジッとしている状態が続いているだけで、それが一時的なのか永続的なのかも分かりません。ですから、どこかで動き出したときに素早くキャッチできるよう、定期検査だけでなく、何か怪しいと感じたらすぐに受診するように心がけています。

— 最初にごんを告知された時の状態を考えると、ここまでの回復はすごいと思います。

確かに、2017年9月に腎盂癌を告知された時は、すでにステージ4でリンパ節への転移が広がっていて、抗がん剤治療が奏功すれば五分五分の確率で手術まで持ち込めるという厳しい状況でした。告知後すぐに職員と会議を開き、病状の共有と仕事の引継ぎ方法を策定しましたが、その時点では手術ができるか

どうかも分からなかったもので、1~2年以内の死亡を前提に今後の予定を立てましたね。

— 税理士業務も以前と同じように行っていますか。

特に支障はありませんが、がんの告知を受けて仕事を職員に分散して以来、できることは職員に任せて、大事なところで私が出ていくようにしています。とはいえ、新型コロナの影響で、お客様を訪問する機会もかなり減りましたが、ZOOMなどを上手く活用してコミュニケーションを取っています。

— この2年半で、がんについて相談されることも増えましたか。

関与先には「がんになったら何でも聞いてください」と日頃から言っていますので、社長本人やご家族から相談を受けることは結構ありますね。その際、私はまず「どこの病院に行っていますか？」とお聞きします。すると、大半は地元の病院に通っていますので、「がん専門病院に行ったほうがいいですよ」とお伝えします。地元にも大きな病院はあり

ますが、がん専門病院の患者は全員がん患者です。がんを扱っている件数は一般の病院よりも圧倒的に多く、がん治療の知識や経験が豊富なスタッフも揃っています。セカンドオピニオンとしての利用でもいいので、とにかく一度受診することを勧めています。

— がん治療のプロに診てもらおうと安心しますね。

まさにそのとおりで、がん患者が精神的に一番つらいのは、「今の病院で本当に大丈夫なのか」、「もっとほかに良い病院があるんじゃないか」といった不安を抱えながら治療を続けることです。先日がんで亡くなった知り合いは、がん専門病院に転院した後、もう無理だということで地元の病院に戻ってききましたが、がん専門病院の先生に診てもらったことで、地元に戻った後も最後まで納得して治療を受けていました。特に、私どものお客様である中小企業の経営者は、自分の考えや判断で会社を長年経営されていますので、もう仕方ないとご自身で納得すれば、その後の気持ちや行動も変わってくるはずですよ。

生きるための  
がん保険  
Days1

がん治療に幅広く対応した  
進化した「がん保険」

### 特長①

がん治療が長引き  
所定の状態になった場合、  
以後の保険料はいただきません

※特定保険料払込免除特約を付加した場合

### 特長②

がん治療後の外見の変化<sup>(\*)</sup>や  
「がん」の痛みを和らげるための  
緩和ケア<sup>(\*\*)</sup>にも備えられます

(\*)外見ケア特約を付加した場合  
(\*\*)緩和療養特約を付加した場合

### 特長③

三大治療<sup>(\*\*\*)</sup>のための  
通院はもちろん所定の  
通院期間中(365日以内)の  
通院は日数無制限で保障

(\*\*\*)手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン  
剤治療

詳しくは、「契約概要」等をご確認ください。

お手持ちのPC・スマホ・タブレットからZOOM等でのご相談も承ります。

資料請求

生きるためのがん保険 Days1  
生きるためのがん保険 寄りそうDays

日税グループ  
株式会社 共栄会保険代行 TEL 0120-922-752

bestplan@nichizei.com

携帯電話からも  
資料請求できます→





—がんに罹患されていない方には、どんなアドバイスをしていますか。

検診や人間ドック、がんドックなどをできるだけ受診するように勧めています。多くの経営者が売上アップや資金繰りのために奔走していますが、組織のトップとして、やはり健康状態にも責任を持たなければいけません。がんの罹患率は60歳代から飛躍的に上昇することが分かっています。中小企業経営者の年齢のピークは66歳ですから、他人事ではありません。会社で働く従業員のため、また、ご自身の家族のためにも、60歳代の定期的な人間ドックやがん検診は絶対に受診すべきです。これは60歳以上が54%を占めている税理士業界にも同じことがいえます。そもそも、がん検診は乳がん・肺がん・大腸がんが40歳以上、胃がんでは50歳以上に推奨されていますが、受診率は5割前後と低く留まっており大きな問題となっています。

—ただ、新型コロナの影響でがん検診を受ける人が減少していると聞きます。

病院に行くことを躊躇する方もいらっしゃると思いますが、コロナ禍だからといってがんが様子を見てくれるわけではありません。この2年間のうちに検診していれば早期にがんを発見できた人は大勢いるはずですが、今後、がんが見つかったときにはステージが進行していたり、手遅れというケースが急増することを懸念しています。実際、私の周りにも最近がんが見つかり、すでに手遅れだったという方がいらっしゃいます。

### がん保険は入っておくべき 保障内容の見直しも重要

—そのほかに、がんに関してアドバイスしていることがあれば教えてください。

今はがんになっても簡単に死なない時代です。ただ、治療を続けながら生きていくにはお金がかかります。そうした金銭面の負担をカバーしてくれるがん保険などの備えはとても大切です。私自身も保険に助けられました。お金のことを気にせずしっかりと治療を受けるためにも、がん保険に「入っておいたほうが良い」ではなく「入っておくべき」です。また、お客様には今加入しているがん保険の保障内容を必ず見直すように伝えていきます。

—なぜ、保険を見直す必要があるのでしょうか。

最近のがんは薬物療法が充実して通院治療が多くなっていますが、昔のがん保険は診断一時金と手術・入院治療に重点を置き、通院治療は手薄なものもあります。時代によってがんの治療も変わってきますので、自分が求めている保障がしっかりカバーされているか、定期的に見直す必要があるわけです。それと、私自身がとても後悔しているのが、がん保険の先進医療特約に入っていなかったことです。先進医療の中でも重粒子線治療は1回につき300万円前後と高額なので、自腹だと簡単には手が出せません。先進医療を受ける可能性は少ないですが、必要になった時には絶対に役立つので、先進医療特約は入っておくべきだと勧めています。

—加瀬先生はがんをテーマにした講演活動もされていますね。

新型コロナの影響でストップしているものもありますが、一昨年は国立がん研究センター・がん対策情報センターの患者・市民パネルのメンバーとして、富山県で開催された一般社団法人アジアがんフォーラムの「ワールドキャンサーデー」のイベントに参加し、

地元のロータリークラブの会員を対象に「経営者が知っておきたいがんと経営の話」をテーマに講演してきました。今後は講演会だけでなく、がんと経営に関する本の出版なども考えています。

—全国の税理士先生にメッセージをいただけますか。

もし、関与先の経営者からがんになったと連絡を受けたら、「そうですか。それは大変ですね。頑張ってください」といった会話を終わりにしないで、もう少しフォローしてあげてほしいですね。乳がんなどは患者を支援する団体がありますが、高齢者のがん患者を親身になってサポートしてくれる団体はありません。しかも、経営者の場合は、がんの悩みとともに仕事の問題もついてきますので、それらをまとめてサポートできるのは、まさに税理士ではないでしょうか。

—そのためには、がんに関する知識が求められてきますね。

医者ではありませんので、治療に関する具体的な知識は必要ありませんが、がんに関する様々な情報を入手して、それをがん患者に提供することで、選択肢を広げてあげることがベストだと思います。特に、がんの告知から2週間は精神状態が不安定になりやすく、がんを罹患したショックから廃業してしまったり、家族や友人との関係を断ってしまう方もいます。また、インターネットなどから科学的・医学的にコンセンサスが得られていない根拠に乏しい情報を鵜呑みにしてしまう方も少なくありません。そんな不安に押しつぶされそうな時に、顧問税理士が近くで支えてくれたら非常に心強いと思います。

がんを経験された方へ

**生きるための  
がん保険**  
寄りそうDays

過去にがんを経験された方のためのがん保険

「生きるためのがん保険 寄りそうDays」。

がんと向き合う方の不安を取り除き、  
自分らしく生きていくためのお役に立ちたい。  
そんな想いから生まれました。

特長①

「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から  
5年以上経過している場合にお申込みいただけます

※過去5年以内に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられていないことが条件となります。また、健康状態などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

特長②

過去に経験された「がん(悪性新生物)」が再発・転移した場合(\*)も保障

(\*)保障の開始以後に診断確定された場合

特長③

入院や通院、手術、放射線治療の保障に加えて、  
特約を付加することで抗がん剤治療や先進医療を保障

●この保険は、「がん(悪性新生物)」を経験された方のための保険です。そのため、保険料が割増しされています。  
●健康状態などによっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

詳しくは、「契約概要」等をご確認ください。



皆様の大変な個人情報を引き続き  
厳重にお守り致します。  
株式会社共栄会保険代行  
認定番号: 10690015(08)

日税グループ  
〈募集代理店〉株式会社共栄会保険代行 〈全国税理士共栄会保険取扱代理店〉  
〒163-1529 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階 TEL: 0120-922-752  
〈引受保険会社〉アフラック 東京総合支社  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 22 階北 TEL: 03-3344-1580

【個人情報の取扱いについて】●この度ご記入頂きました個人情報につきましては、当社が委託している保険会社の各種商品やサービスのご案内ご提供以外に使用することはありません。また、サービスに必要な個人情報の全部または一部をご記入いただけない場合は、各種サービス等のご利用をお断りする場合がございます。●お客様の事前の同意なく第三者に提供することはありません。●個人情報に関するお問合せや訂正につきましては、お手数お掛けいたしますが、下記担当までご連絡ください。申すようお願い申し上げます。(当社の個人情報お取扱いについて) [https://www.nichizei.com/khd/individual\\_info/individual\\_info02.html](https://www.nichizei.com/khd/individual_info/individual_info02.html) 株式会社 共栄会保険代行 業務管理部長 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階 TEL: 03-3340-6498



# インボイス制度、電子帳簿保存法 etc

## 税制改正大綱の注目ポイント

令和4年税制改正大綱は比較的小粒な改正になったが、経営者や個人事業者にとって見逃せない内容も複数盛り込まれている。その中でも関心が高いインボイス制度や電子帳簿保存法のほか、記帳義務の不履行に関わる加算税措置について紹介する。

### インボイス施行後の6年間は 適格請求書発行事業者の登録可

令和4年度税制改正大綱を見ると、消費課税関係ではインボイスの一部見直しとして、適格請求書発行事業者の登録に関する内容が盛り込まれている。

具体的には、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期

間に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。

また、この適用を受けて、登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期



間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

そのほか、特定国外事業者（事

業所および事業所等を国内に有しない国外事業者をいう）以外の者であって納税管理人を定めなければならないこととされている事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を拒否することができることとし、登録を受けている当該事業者が納税管理人を定めていない場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとする。

### 電子取引に関わる電子データ保存 円滑な移行のため2年間の宥恕措置

電子帳簿保存法関係では、令和4年1月より電子取引の情報については電子データの保存が義務化される予定だったが、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のため、2年間の宥恕措置が設けられている。

大綱によると、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税および法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかつたことについて、やむを得ない事情

があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式および明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示または提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講じる。

この改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。また、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、電磁的記録の保存要件へ

の対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地などの所轄税務署長への手続きを要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

なお、昨年末に電子帳簿保存法取扱連達の一部改正が行われ、宥恕措置における「やむを得ない事情」の意義について解説している。

それによると、「やむを得ない事情」とは、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えるこ

とが困難であることをいう」としている。

そして、宥恕措置適用時の取扱いについて「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を要件に従って行うことができなかつたことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、その電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式および明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示または提出の要求に応じることができる場合には、その出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存を行っているものとして取り扱って差し支えない」としている。



### 記帳義務の不履行に対して 過少申告加算税等の加重措置

令和4年度税制改正大綱では、帳簿の提出がない場合などの過少申告加算税等の加重措置が整備されている。

それによると、過少申告加算税制度および無申告加算税制度について、納税者が一定の帳簿（電磁的記録を含む）に記載すべき事項に関し所得税、法人税または消費税に係る修正申告書もしくは期限後申告書の提出または更正もしくは決定があった時前に、国税庁等の職員から帳簿の提示または提出を求められ、かつ、次に掲げる(1)、(2)のいずれかに該当するとき（納税者の責めに帰すべき事由がない

場合は除く）は、帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額または無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額または無申告加算税の額に申告漏れ等に係る所得税、法人税または消費税の10%（(2)に掲げる場合に該当する場合には5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置を講じることとしている。

(1)職員に帳簿の提示もしくは提出をしなかった場合、または職員にその提示もしくは提出がされた帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額もしくは業務に係る



収入金額の記載が著しく不十分である場合

(2)職員にその提示または提出がされた帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額または業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（(1)に掲げる場合に該当するものを除く）

なお、「一定の帳簿」とは、①所得税または法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳および総勘定元帳、②所得税または法人税において①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿、③消費税の事業

者が保存しなければならないこととされる帳簿のうち、売上金額または業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

「記載が著しく不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額または業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合で、「記載が不十分である場合」とは、帳簿に記載すべき売上金額または業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいう。

これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合には、運用上、適切に配慮することとする。この改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用するとしている。

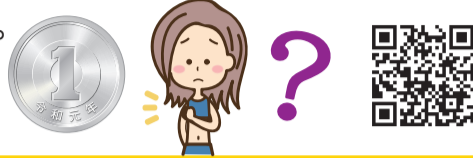




# 日税グループがお届けする YouTube配信動画をチェック!

## 5分で分かる『1円玉と乳がんの関係』

1円玉と乳がんにはちょっとした関係があります。皆様の大切なお身体を守るためにも、どんな関係があるのか、是非ご確認ください。



## 5分で分かる『乳がんのセルフチェック』

乳がんは自分で見つけることができる数少ないがんです。乳がんのセルフチェックを毎月の習慣にしていだけたら幸いです。

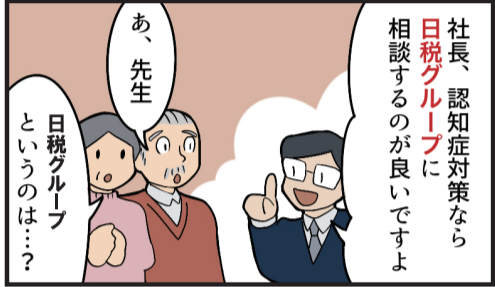
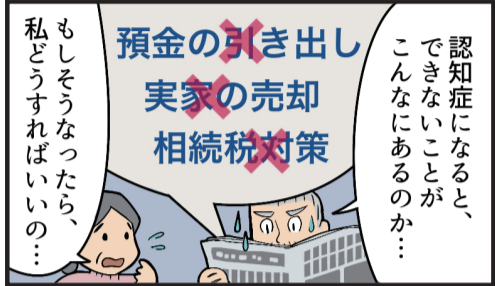
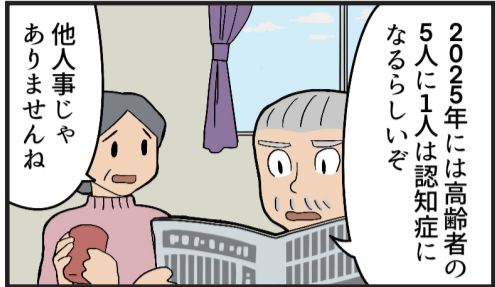


## 日税グループのYouTubeチャンネル

山本英生税理士の「意外と知らない保険の話」やビルオーナーの悩みを解決する「不動産M&A」など税理士先生や関与先様の仕事・生活・健康に役立つ情報をこれからもアップしてまいります。チャンネル登録をよろしくお願いいたします!



### 認知症対策していますか?



# 関与先企業様の人材育成を ご支援する新しいサービス **日税オープンカレッジ**

## 多くの中小企業の経営者が人材育成に悩んでいます!

<p>業務が多忙で社員教育にける時間や余裕がない</p>	<p>外部の研修を受講させたいけど予算的に厳しい</p>	<p>社内に人材育成の仕組みやノウハウができていない</p>
------------------------------	------------------------------	--------------------------------

そのお悩み、『日税オープンカレッジ』が解決いたします!

- 注目1** 大企業並みの人材育成が安価な料金で導入可能に  
大手金融機関や大企業などの従業員約50万人が利用する研修システムを年間1人あたり4,400円(税込)でご提供
- 注目2** ひとつの動画は3~5分スキマ時間で学習できる  
コンテンツは1動画あたり3~5分とコンパクトに収録移動中などスキマ時間を活用した効果的な学習に最適です
- 注目3** 経営者や新人も満足する豊富なコンテンツ見放題  
経営戦略やマーケティング、ビジネススキルやマナーなど新人・中堅から経営者までカバーしたコンテンツが見放題

サービスの詳細・お申込みに関してはWEBサイトをご覧ください。  
**2週間無料**でサービスを体験できる「デモID」も発行しております!

お問合せ・申込みはこちら **株式会社 日税ビジネスサービス 事業開発部**  
TEL: 03-3340-4488 URL: <https://nbs-noc.com/>

